

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

1 基本的な考え方

当社は、採用選考をはじめとする求職者等との関わりにおいて、役員および従業員による性的な言動により求職者等の求職活動が妨げられることのないよう、男女雇用機会均等法および関係指針に基づき、必要な措置を講じます。

2 対象

「求職者等」とは、雇用形態を問わず、当社の求人に応募した方、選考過程にある方および内定者のほか、職場見学その他当社の採用に関する活動に参加する方をいいます。本方針は、当社の全従業員および当社の指揮命令下で就業する派遣労働者に適用し、役員も同様に従います。

3 禁止する行為

当社は、求職者等に対する次の行為を禁止します。相手方の性別を問わず、同性に対する言動も対象となります。

- ・性的な事実関係を尋ねること、交際関係・婚姻や出産の予定・身体的特徴など職務適性に関係のない私的な事項を尋ねること
- ・性的な冗談やからかい、容姿に関する評価的な発言
- ・必要のない身体への接触、性的な関係の要求または示唆、わいせつな図画等の提示・送信
- ・選考上必要のない私的な食事や飲酒への誘い、私的な連絡先の交換の要求、選考終了後の私的な交際の働きかけ
- ・業務上の必要がないにもかかわらず、SNS・メッセージアプリ等で私的な連絡を行い、または繰り返し連絡すること
- ・採用の可否をほめかして意に沿わない行動を求めること
- ・性的指向やジェンダーアイデンティティ（自らの性別についての認識）に関する侮辱的な言動、本人の同意なくこれらを他人に知らせること

4 会社が講じる措置

当社は、面談の場所・時間帯・連絡手段について社内ルールを定め、これに従って採用選考を行います。面談は、原則として、当社の事業所内（他の従業員が在席する時間帯）または見通しのきく公共の場所など、密室とならない状況で実施します。ハラスメントの防止と、相談があった場合の速やかな事実確認のため、必要と認める場合には、面談の記録（録音）を行うことがあります。録音は事前に説明し承諾を得たうえで実施し、承諾いただけない場合でも選考上不利に扱うことはありません。記録は目的外に使用せず、採用選考の可否判断にも用いません。これらのルールの内容は、あらかじめ求職者等にお知らせします。採用に関与する者および相談窓口の担当者には、定期的に研修を実施します。

5 相談窓口

求職者等および従業員からの相談・苦情は、次の窓口で受け付けます。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合、そのおそれがある段階の相談、匿名での相談も受け付けます。

管理サポート課 課長 電話 0532-80-5666 メール support@abbs.jp

本方針および相談窓口は、求人のご案内や面談のご連絡等を通じて、あらかじめ求職者等にお知らせします。窓口の担当者が相談の対象となっている場合など、上記の窓口で相談しにくい事情があるときは、取締役または顧問弁護士に相談することができます。この場合は、当社の代表電話等でその旨をお申し出いただければお取り次ぎします。

6 相談を受けた場合の対応

相談者の心身の状況や受け止めに配慮しながら、双方から事実関係を迅速かつ正確に確認します。事実が確認された場合は、被害を受けた求職者等への配慮の措置を速やかに講じ、行為者には就業規則その他の関係規程等に基づき厳正に対処します。また、事実の確認の有無にかかわらず、方針の再周知および研修の実施など、

再発防止のための措置を講じます。

7 プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者および関係者のプライバシーを保護します。相談した事実およびその内容を、採用選考の可否判断に用いることはありません。求職者等が相談したこと、都道府県労働局に相談等を行ったこと、従業員が事実確認に協力したことを理由に、不利益な取扱いはい行いません。

8 施行

本方針は、2026 年 10 月 1 日から実施します。

2026 年 10 月 1 日

株式会社アーバス 代表取締役 榊原 慎二